

項目 4

【現状】

感染症指定医療機関等が実施する新型コロナウイルス感染症の保険適用される検査にかかる経費（以下「保険適用検査経費」という。）のうち、患者自己負担分については、所在する医療機関を所管する保健所を設置する市又は特別区が負担することとなっております。

【課題】

保健所を設置する市負担分については、国の感染症予防事業経費等国庫負担（補助）金（感染症発生動向調査事業）により1/2が補助されているものの、検査者数が増加しているため、財政面での負担が重くのしかかっている状況にあります。

また、保健所を設置する市又は特別区には、高度な治療を提供する医療機関が集中していることから、近隣市町村から受診者が流入する環境にあり、保健所を設置する市又は特別区以外に居住する患者に対する経費の負担も生じています。

【要望】

保険適用検査経費につきまして、全額補助対象となるよう特段のご高配をお願い申し上げます。

<回答>

○ 感染症法に基づき感染症のまん延防止の観点から行われる行政検査の実施主体が、都道府県等となっていることから、その費用について、一義的には都道府県等が支弁することを原則としつつ、国がその一部を負担していますので、ご理解ください。

○ なお、2分の1の都道府県等の負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定対象となっています。（交付金の詳細は内閣府へご照会ください。）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班（内 8050）

直通：03-3595-3489